

「飲食店トクトククーポン券」の換金時の注意事項

クーポン券の利用があった場合、以下の通り、換金手続きをお願いします。

換金に必要な書類 ①・②を持参の上、下記の窓口へお持ちください

① 飲食店トクトククーポン券 換金請求書

※初回の換金請求時に「口座振替依頼書」と「振込口座の通帳の写し」を提出してください（2回目以降の請求時、「プレミアム付商品券」・「飲食店予約応援補助金」の請求時に提出済みの場合は、提出不要です）

② 換金分の使用済み飲食店トクトククーポン券

飲食店トクトククーポン券 換金窓口（プレミアム付商品券も同じ）
見附市 地域経済課 地域産業係
〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1（見附市役所 2 階窓口）

事務処理期間

換金請求から 5～10 営業日程度で、指定の口座へ振り込みさせていただきます。支払日は毎月 5 日、15 日、25 日（土日祝日の場合は翌営業日）に振り込みとなります。

換金時の注意点（必ずご確認ください）

1. 換金回数に上限はありませんが、1 カ月に 1 回程度、まとめて換金ください。
2. 請求書の印鑑は、シャチハタ印は受付できませんので、シャチハタ印以外の印鑑を押印してください。
3. 会社組織の名称での請求書には、必ず社印と代表者印が必要です。
4. 事業所名欄に会社組織名（株〇〇、有〇〇）やチェーン店の店舗名を記載される場合は、必ず代表者名とともに代表者の肩書き（代表取締役、店長など）をご記入ください。
5. 換金請求する商品券は、100 枚毎に輪ゴム等で結束してください。
6. 最終の換金期限は令和 2 年 10 月 30 日（金）17：15 までです。
(プレミアム付商品券よりも締切が早いのでご注意ください)